

## 令和8年度 衣浦東部広域連合の「監査等の実施方針」及び「監査等の計画」

この監査等の実施方針及び計画は、衣浦東部広域連合監査基準第11条及び第12条に基づき、監査委員が実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 監査等の実施方針

監査等は、公正で合理的かつ効率的な衣浦東部広域連合（以下「広域連合」という。）の行財政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いたものとし、広域連合の行政の適正性はもとより、経済性、効率性、有効性の視点にも留意して実施するものとする。

最近の監査等における指摘事項等の状況や、監査委員が特に注意の必要があると認める事項などを十分に検討し、当該年度の重点項目を定め、実施計画に盛り込むものとする。

### 2 監査等の計画

#### (1) 年間監査計画

##### ア 定例監査

予備監査 実施予定時期	定例監査 実施予定日	監査対象期間	監査対象部署
3月1日～ 3月5日	3月25日（木）	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	総務課 予防課 刈谷消防署

※予備監査の実施場所は、広域連合事務所とする。

##### イ 決算審査

一般会計の決算審査を7月に実施する。

## ウ 例月出納検査

月	例月出納検査実施日
4	4月17日～27日
5	5月20日～28日
6	6月16日～24日
7	7月16日～24日
8	8月19日～26日
9	9月16日～28日
10	10月20日～27日
11	11月16日～24日
12	12月16日～23日
1	1月20日～27日
2	2月17日～25日
3	3月17日～25日

## (2) 実施計画

### ア 監査等の項目

#### (ア) 定例監査

定例監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ合理的に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の視点にも留意して実施する。主な監査項目及び重点項目は、以下のとおりとする。

- a 予算の執行事務
- b 契約事務（重点項目 契約締結に係る事務）
- c 財産管理事務（重点項目 公有財産等の管理）
- d 文書管理事務
- e 人事管理事務
- f その他財務・出納事務

(イ) 随時監査

随時監査は、監査委員が必要があると認めるときに実施する。

(ウ) 決算審査

広域連合長から審査に付された当該年度の一般会計について、審査を実施する。

(エ) 例月出納検査

原則として毎月25日に、会計管理者に対して、前月分において保管する現金の出納について、検査を実施する。

イ 着眼点

着眼点は刈谷市の「監査等の計画」に準ずる。

ウ 監査等の実施方法

監査等の実施方法は、以下のとおりとする。

(ア) 広域連合長または会計管理者へ、監査等実施通知とともに当該監査等に必要書類の作成及び提出を求める。

(イ) 監査対象課長及び消防署長から監査委員へ、事務概要の説明を実施する。

(ウ) 監査事務局職員による予備監査等を実施する。

(エ) 監査委員による監査等を実施する。

(オ) 監査委員から監査対象局長へ、監査の講評を実施する。

(カ) 監査等結果を広域連合長及び議長へ報告する。

(キ) 監査結果を公表する。

(ク) 監査結果で指摘事項等があった場合、監査対象課長又は消防署長が対応状況を監査委員へ報告する。

※例月出納検査は、(ア)、(ウ)、(エ)及び(カ)を実施する。

※決算審査は、(ウ)及び(エ)の審査を実施し、決算審査意見書を広域連合長へ提出する。

### 3 その他

この監査等の実施方針及び計画に規定がない事項は、刈谷市の「監査等の実施方針」及び「令和8年度監査等の計画」に準ずるものとする。